

～ 会社選びのポイント ～

まず、求人票をみて、
よく会社を知るところから始めましょう！



就職希望の生徒の皆さまへ

卒業後、就職を希望している皆さんは、これから、社会人としてのスタートにむけて、自分に合った就職先を探していくことになります。その際に見るのが、会社や仕事の情報、労働条件などが書かれた「求人票」です。

たくさんの求人票の中から、自分の応募する会社を選ぶためには、求人票に記載された項目を良く見て、内容を理解して、会社の情報と自分の希望を整理することが重要になります。

このリーフレットでは、求人票の項目を説明しているリーフレット「求人票（高卒）の見方のポイント」と合わせて、注目して欲しい項目をピックアップして説明しています。

求人票（高卒）の見方のポイントは、高卒就職情報WEB提供サービスからダウンロードすることができます。

(<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>)



求人票の内容から、自分が働いている姿をイメージして、わからないことは調べたり、学校の進路指導担当の先生やハローワークの担当者に聞くなど確認して、応募の準備をしていきましょう！





13070- 8309



求人票 (高卒)



1307-940621-1

※インターネットによる全国の高校への公開可
 ※応募にあたって提出する書類は「統一応募書類」に限られています。

1 会社の情報

(1/2)

事業所名	カスミガセキデンシコウギョウ カブシキガイシャ		従業員数	企業全体	就業場所	(うち女性)	(うちパート)
	霞ヶ関電子興業 株式会社			105人	105人	42人	6人
所在地	〒100-0000 東京都千代田区○○○1-×-×		設立	昭和56年		資本金	10億円
代表者名	代表取締役	霞ヶ関 一		事業内容 自動車電子部品の製造・販売 世界的に普及されている「エコカー」に欠かせない部品を自動車メーカーに提供しています。 国内6拠点展開、9年連続『シェアNo. 1』を誇る業界のリーディングカンパニー。ノー残業デイの導入により残業削減を図っています			
法人番号	2019102915125	ホームページ	http://www.kasumigasekidensikougyou.go.jp/				

① ホームページから
何をしている会社か調べよう!

会社の所在地、従業員数、設立時期、資本金など基本的な情報は当然ですが、特に「事業内容」「何をしている会社なのか」「どのような特長の会社なのか」をしっかり理解しておきましょう。ホームページが掲載されている場合は、事前にチェックして知りたいことを整理しておく、会社や仕事のイメージが湧きやすくなります。「応募前職場見学 (P3参照)」に積極的に参加して、自分の目で見て感じて、確認しましょう。

② 雇用形態

「雇用形態」には、正社員、契約社員、派遣社員、パート社員などが書いてあります。これは、会社と社員が結ぶ雇用契約における働き方のことをいい、どのような名称をつけるかはそれぞれの会社が決めます。

一般的に、それぞれの働き方は、次のとおりです。

- 正社員…期間の定めのない雇用契約を結んでいて、フルタイムで働く方
- 契約社員…雇用契約を結ぶときに、あらかじめ雇用される期間(契約期間)が決められている方
- パート社員…1週間に働く時間が正社員に比べて短い方
- 派遣社員…人材派遣会社(派遣する会社)と雇用契約を結んだ上で、別の会社(派遣先の会社)に派遣されて、その会社で働く方

正社員とフリーターの違い

雇用期間、生涯年収(給料・賞与など)、仕事の範囲、職歴の評価など、気がつくとき大きな差ができてしまいます。フリーター期間が長いほど、正社員になることは難しくなっていきます。自分が目指す方向性を見据えて就職活動をししましょう!

③ 仕事の内容・職種

「職種」「仕事の内容」は、とても重要です。どういう仕事かイメージ出来ない場合は、調べたり、先生やハローワークの担当者などに聞くほか、「応募前職場見学」に参加してクリアにしていきましょう。裏面の職業情報提供サイト(日本版O-NET)では、約500職種の動画が視聴可能です。

「職種名」はこの欄を見よう!

2 仕事の情報

雇用形態	正社員	就業形態	派遣・請負ではない	営業(自動車用の電子部品)	求人数	通勤	1人	住込	0人	不問	0人
仕事の内容	自社で製造している電子部品(主に自動車用部品)の法人向け営業 ・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積り ・受注から納品までのフォロー・代金回収等 ※顧客は、主に国内の自動車メーカー(関東・東海地域)です。 ※既存顧客へのルート営業が中心です。 ※目標はありますが、ノルマはありません。 ※入社後は、集合研修・現場OJTにより、必要な知識・スキルを学べます。				技能等(履修科目)	不問					
雇用期間の定めなし					契約更新の可能性						
就業場所	事業所所在地と同じ				マイカー通勤	不可	転勤の可能性	あり			
就業場所	〒100-0000 東京都千代田区○○○1-×-×				試用期間	あり	労働条件	同条件			
就業場所	○○線△△駅 から 徒歩10分				受動喫煙対策	あり(喫煙室設置)					
						[喫煙できる部屋がある]					

④ 加入保険・福利厚生

労働条件の中で、賃金とは別に、加入保険など（雇用・労災・健康・厚生）や定年制、育児休業・介護休業・看護休業などの福利厚生は安心して働けるかどうかを判断するための社会保障制度です。加入状況や取得実績をしっかりと確認しましょう！

⑤ 基本給・固定残業代

基本給(a)+定額的に支払われる手当(b)+固定残業代(c)の合計が、毎月決まって支払われる金額になります。このほか、通勤手当や⑥時間外手当（残業代）を加えた総合計額から、税金や各種保険料を引いた額が、実際に受け取る（振り込まれる）**手取りの月額**となります。社会人になると社会保険に加入し、税金を納めることとなります。**各種保険料と税金を差し引いた控除額は、「求人票賃金欄早見表」（P5~6）を参照してください。**

固定残業代とは、会社が一定時間の残業を想定し、一定時間分の時間外労働に対する割増賃金を定額に支払う制度です。決められた残業時間を超えた場合には、会社は残業代を支払う必要があります。「固定残業代に関する特記事項」は、必ず確認しましょう。また、通勤手当は実費ではなく、上限がある場合もありますので、確認しましょう。



3 労働条件等

④ 福利厚生等	雇用 労災 公災 健康 厚生 財形 その他	入居可能 住宅	単身用 あり 世帯用 なし	通 学 可	賃金締切日	月末	その他		
	厚生年金基金 確定拠出年金 確定給付年金				賃金支払日	翌月 25日	その他		
	退職金共済 未加入	労働組合	あり		賃金形態等	月給	その他		
	退職金制度 あり (勤続 3年以上) 定年制 あり (一律 65歳)	育児休業 取得実績	あり		介護休業 取得実績	あり	看護休暇 取得実績	該当者なし	
	再雇用制度 あり (上限 70歳まで) 勤務延長 なし					就業 規則	フルタイム あり パートタイム あり		
⑤ 賃金等 (現 行 ・ 準 拠)	基本給 (a)	165,000 円	月額 (a+b+c)	211,000 円			月平均労働日数	19.8 日	
	固定残業代 (c) あり	16,000 円	※この金額から所得税・社会保険料等が控除されます。						
	固定残業代に関する特記事項	時間外手当は、時間外労働時間の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、10時間を超える時間外労働は追加で支給。			定額的に支払われる手当 (b)	特別に支払われる手当			
通勤手当	実費支給 (上限あり) 月額 50,000 円まで	賞 与	(新規学卒者の前年度実績)		就業 時間	(1) 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分			
昇給	昇給あり (昇給の前年度実績) 2,500 円 又は %	賞 与	(一般労働者の前年度実績)			(2) ~ (3) ~			
⑥ 時間外	時間外 あり	36協定における特別条項 なし						受 理 ・ 確 認 印	
	月平均 10 時間	特別な事情・期間等							
⑦ 休日等	休日 土日祝 その他	週休二日制	毎 週	そ の 他 の 休 日 ・ ・ ・	年末年始 (12/29~1/3) 夏季休暇 (7月~9月に3日間) 誕生日休暇 (年1日)				
	入社時の有給休暇日数	0 日	年間休日数		127 日	その他特別休暇あり (慶弔・結婚・育児参加など)			
	6ヶ月経過後の有給休暇日数	10 日	休憩時間		60 分				

⑥ 時間外

求人票の職種で働く人達の月平均の残業時間です。月平均といっても、例えば、4月は繁忙期、10月は閑散期など、月によって残業時間が大きく異なることもあるので、**残業は毎日あるのか、特定の期間だけかなど、先生やハローワークの担当者などに確認すると良いでしょう。**

※36 (サブロク) 協定とは、法定労働時間を超えて、時間外労働を命じる場合などに、締結が必要とされる労働基準法第36条に基づく労使協定です。

求人票の裏面の「青少年雇用情報」欄にも企業全体や高卒者全体の月平均残業時間が記載されていますので、併せて確認してみましょう。

⑦ 休日など

週休二日制のほかに、年末年始や夏季休暇など、それぞれの会社で決められた休日があります。合計が年間休日数になります。

職種によって、休日となる曜日が異なってきますし、ローテーションで休日を取得する働き方もありますので、仕事の内容と合わせて確認しておきましょう。販売職やサービス職は土日が休日にならないこともあります。

有給休暇は、給与が支払われる休日です。入社後6ヶ月経過後に10日付与されることとなりますが、入社時に付与される場合もあります。

記入例は、入社時に付与される有給休暇は0日、6ヶ月経過後、全労働日数の8割以上出勤した時に10日付与される例です。この場合、入社6ヶ月以内に決められた休日休暇以外に休みを取ると、給与から減額されることとなりますので、健康に留意して計画的に有給休暇を取りましょう！

⑧ 複数応募

複数応募開始の日は、企業のある都道府県ごとに違うため確認しておきましょう。

⑩ 選考方法

選考には、必ず面接があります。会社によっては、適性検査などもありますので、事前に確認しておきましょう。適性検査名が記載されている場合は、どのような検査なのか先生に確認しておきましょう。面接は先生やハローワークの担当者などと練習しておくことをオススメします！

⑨ 応募前職場見学

応募前職場見学とは、企業に応募する前に実際の就業環境や業務内容を見学しに行くことです。また、職場の雰囲気なども自分の目で見て実感し、イメージと合うのか、考えていたものとは異なるのか確認できる機会にもなります。求人票を見て疑問に思ったことも確認しましょう。「百聞は一見にしかず」です！



※応募前職場見学はあくまで職場見学であり、採用選考の場ではありません。

4 選考

※応募にあたって提出する書類は「統一応募書類」に限られています。

(2/2)

応募 ・ 選考 者	受付期間	9月5日 ~ 9月11日	選考日	9月16日以降随時	複数応募	可 (令和2年10月1日以降)	選考結果	面接選考結果通知 面接後7日以内
	既卒の応募	既卒応募 可 (卒業後概ね3年以内)	入社日	(既卒者等の入社日) 随時	応募前 職場見学	可	補足事項欄参照	
	高校中退者応募	可			選考方法	面接 適性検査 その他 学科試験 (選考旅費) あり・なし		
	選考場所	〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-X-X 〇〇線△△駅 から 徒歩10分						
担当者	課係名 役職名	人事総務課 リーダー			氏名	コウロウ ヤスコ 厚労 安子		
	電話番号	99-9999-9876	内線 []		F A X	99-9999-9870		
	Eメール							

⑪ 入社日

「5 補足事項・特記事項」に記載がない場合は、4月1日入社になります。

⑫ 補足事項・特記事項

「補足事項・特記事項」および「求人条件にかかる特記事項」欄には、求人票の項目欄に書き切れなかった重要な求人条件に関する情報が書かれています。「応募前職場見学」の日程などは、必ず確認してください。

5 補足事項・特記事項

⑫ 補 足 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・試用期間：3ヶ月 ・応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。 ・応募前職場見学への参加の有無によって採否を決定するものではありません。 	求 か 人 の 条 件 特 記 に 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別に支払われる手当について 資格手当：当社の定める資格を保有している場合 ・皆勤手当：欠勤がなかった場合 ・選考旅費は上限50000円まで
-----------------------	---	---	---

認定マークとは？

求人票の一番上、「求人票（高卒）」というタイトルの左隣にマークはありますか？ このマークは、子育てサポート、若者の採用や育成、女性の活躍などに力をいれている企業として厚生労働大臣の認定を受けた証です。



くるみん認定企業

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育てを両立するための行動計画の作成・届出を行い、子育てサポート企業として認められた企業



ユースエール認定企業

「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的に若者の雇用管理の状況などが優良だと認められた企業

詳しくは
若者雇用促進総合サイト



えるぼし認定企業

「女性活躍推進法」に基づき女性の活躍促進のための行動計画の策定・届出を行い、その取組みが優良だと認められた企業

女性の活躍推進企業
データベース



青少年雇用情報って？

新卒者を採用する会社が労働条件に加えて、平均勤続年数や研修の有無など幅広い職場情報を提供して、新卒者が職場風土を十分理解した上で就職先を選択できるようにする情報です。

13 新卒者等採用者数・離職者数

過去3年間の高校生の新卒採用者数、男女別内訳、新卒採用者のうち過去3年間に離職した人の数が記載されています。企業全体の情報も記載されているので、どの位高校生を採用している会社なのか確認出来る情報です。平均勤続年数や平均年齢から定着状況を確認できます。

青少年雇用情報

13

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			高卒者の情報		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1)	新卒等採用者数	10 人	11 人	9 人	4 人	3 人	3 人
	新卒等離職者数	1 人	2 人	4 人	0 人	0 人	1 人
	新卒等採用（うち男性）	6 人	7 人	5 人	2 人	1 人	2 人
	新卒等採用（うち女性）	4 人	4 人	4 人	2 人	2 人	1 人
(2)	平均継続勤続年数	従業員の平均年齢（参考値）		18.5 年	41.7 歳	20.7 年	40.2 歳

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

(1)	研修の有無及びその内容	あり	新入社員研修（入社後2週間）※その後現場OJTあり（半年間）、英語講習（通信制）、簿記検定講座（社外講習）、管理職研修
(2)	自己啓発支援の有無及びその内容	あり	職務に資するものとして会社が認めた資格について取得費用の金額補償
(3)	メンター制度の有無	あり	
(4)	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	あり	入社直後、入社3年目等の節目に人事担当者によるキャリア等に関する相談を実施
(5)	社内検定等の制度の有無及びその内容	あり	産学連携電子興業社内検定

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

		企業全体の情報				高卒者の情報	
		取得者数	女性	男性	出産者数	女性	男性
14	(1) 前事業年度の月平均所定外労働時間/有給休暇の平均取得日数	15.5 時間	10.7 日	5.8 時間	12.8 日		
15	(2) 前事業年度の育児休業取得者数/出産者数 ※1	取得者数	女性 9 人	男性 2 人	女性 3 人	男性 1 人	
		出産者数	女性 12 人	男性 10 人	女性 5 人	男性 4 人	
(3)	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合 ※2	役員 22.1 %	管理職 30.5 %				

14 月平均所定外労働時間・有給休暇取得実績

月平均の所定外労働時間とは、いわゆる残業時間（求人票の「時間外」）です。企業全体と高卒者の残業時間や有給休暇の平均取得日数を比較することにより、新卒者への配慮状況も確認できます。

15 育児休業取得実績

女性だけでなく、男性の取得実績もわかります。育児休業を取得しやすいかどうかなど、自身の働き方を考える上で参考になります。

求人票には、働いている様子や将来を具体的にイメージする大切な情報が記載されています。「自分は仕事選びで何を重視するのか」ということを考えながら、求人票の内容を理解していくことが、自分に合う会社選びのポイントになります。自分を知ることも大切！「適性検査」を利用するほか、「頑張ったこと」「熱中したこと」から学んだり成長したことを整理して就職活動に役立てましょう！

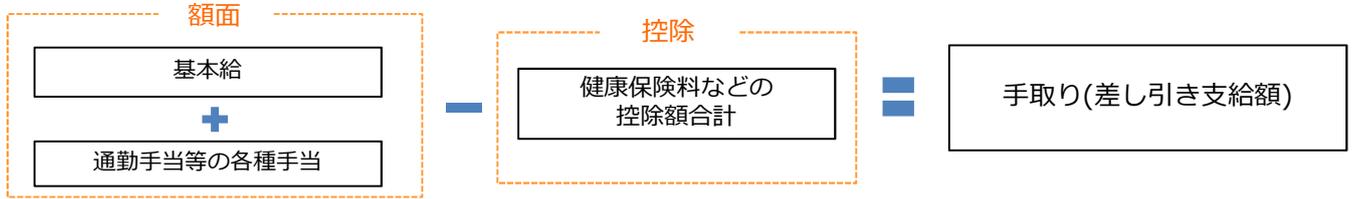


賃金について

求人票の「月額」欄は、記載されている金額から所得税・社会保険料などが控除されるので、手取りの額ではありません。ここでは、控除される内容について説明していますので、参考にしてください。
また、参考資料として求人票賃金欄早見表を掲載しますので、手取りの額の目安としてください。

①額面と手取りの違い

額面・・・会社から支払われる金額の合計のことです。通常は、基本給と通勤手当など各種手当で構成されています。
手取り・・・実際に個人が受け取れる金額のことです。額面のまま受け取ることは出来ず、厚生年金や健康保険料などを差し引いた上で、支払われます。



求人票賃金欄早見表

※参考資料

東京労働局作成

令和5年4月1日現在

A報酬月額	B健康 保険料	C厚生年金 保険料	D雇用 保険料	E保険料計 (B+C+D)	F課税対象額 (A-E)	G所得税	手取月額 A-(E+G)
130,000	6,700	12,261	780	19,741	110,259	1,340	108,919
131,000	6,700	12,261	786	19,747	111,253	1,340	109,913
132,000	6,700	12,261	792	19,753	112,247	1,340	110,907
133,000	6,700	12,261	798	19,759	113,241	1,440	111,801
134,000	6,700	12,261	804	19,765	114,235	1,440	112,795
135,000	6,700	12,261	810	19,771	115,229	1,540	113,689
136,000	6,700	12,261	816	19,777	116,223	1,540	114,683
137,000	6,700	12,261	822	19,783	117,217	1,640	115,577
138,000	7,100	12,993	828	20,921	117,079	1,640	115,439
139,000	7,100	12,993	834	20,927	118,073	1,640	116,433
140,000	7,100	12,993	840	20,933	119,067	1,750	117,317
141,000	7,100	12,993	846	20,939	120,061	1,750	118,311
142,000	7,100	12,993	852	20,945	121,055	1,850	119,205
143,000	7,100	12,993	858	20,951	122,049	1,850	120,199
144,000	7,100	12,993	864	20,957	123,043	1,950	121,093
145,000	7,100	12,993	870	20,963	124,037	1,950	122,087
146,000	7,500	13,725	876	22,101	123,899	1,950	121,949
147,000	7,500	13,725	882	22,107	124,893	1,950	122,943
148,000	7,500	13,725	888	22,113	125,887	2,050	123,837
149,000	7,500	13,725	894	22,119	126,881	2,050	124,831
150,000	7,500	13,725	900	22,125	127,875	2,150	125,725
151,000	7,500	13,725	906	22,131	128,869	2,150	126,719
152,000	7,500	13,725	912	22,137	129,863	2,260	127,603
153,000	7,500	13,725	918	22,143	130,857	2,260	128,597
154,000	7,500	13,725	924	22,149	131,851	2,360	129,491
155,000	8,000	14,640	930	23,570	131,430	2,360	129,070
156,000	8,000	14,640	936	23,576	132,424	2,360	130,064
157,000	8,000	14,640	942	23,582	133,418	2,460	130,958
158,000	8,000	14,640	948	23,588	134,412	2,460	131,952
159,000	8,000	14,640	954	23,594	135,406	2,550	132,856
160,000	8,000	14,640	960	23,600	136,400	2,550	133,850
161,000	8,000	14,640	966	23,606	137,394	2,610	134,784
162,000	8,000	14,640	972	23,612	138,388	2,610	135,778
163,000	8,000	14,640	978	23,618	139,382	2,680	136,702
164,000	8,000	14,640	984	23,624	140,376	2,680	137,696
165,000	8,500	15,555	990	25,045	139,955	2,680	137,275
166,000	8,500	15,555	996	25,051	140,949	2,680	138,269
167,000	8,500	15,555	1,002	25,057	141,943	2,740	139,203
168,000	8,500	15,555	1,008	25,063	142,937	2,740	140,197
169,000	8,500	15,555	1,014	25,069	143,931	2,800	141,131
170,000	8,500	15,555	1,020	25,075	144,925	2,800	142,125
171,000	8,500	15,555	1,026	25,081	145,919	2,860	143,059
172,000	8,500	15,555	1,032	25,087	146,913	2,860	144,053
173,000	8,500	15,555	1,038	25,093	147,907	2,920	144,987
174,000	8,500	15,555	1,044	25,099	148,901	2,920	145,981
175,000	9,000	16,470	1,050	26,520	148,480	2,920	145,560
176,000	9,000	16,470	1,056	26,526	149,474	2,980	146,494
177,000	9,000	16,470	1,062	26,532	150,468	2,980	147,488
178,000	9,000	16,470	1,068	26,538	151,462	3,050	148,412
179,000	9,000	16,470	1,074	26,544	152,456	3,050	149,406
180,000	9,000	16,470	1,080	26,550	153,450	3,120	150,330

②各種社会保険料や税金について

社会保険とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険などの総称です。生活をする上では、誰しものが病気やケガ、死亡、失業などのリスクを抱えており、それらは避けることはできません。これらのリスクを社会全体で支えるため、国民があらかじめ保険料を出し合い、リスクに見舞われた方に必要なお金やサービスを支給する仕組みとなっています。社会保険は加入条件を満たした場合は必ず加入するものとなります。以下では代表的なものをご紹介します。

1. **厚生年金保険料**・・・日本の公的年金は、20歳から60歳未満の全ての国民が加入する「国民年金（基礎年金）」と会社員や公務員などが加入する「厚生年金」があります。そのうち、「厚生年金」に加入するためのお金です。保険料は収入によって異なります。

厚生年金保険料



雇用保険



3. **雇用保険料**・・・雇用保険に加入するためのお金です。一定期間、雇用保険に加入していると、失業時に手当を受け取れるようになります。保険料は収入と勤務先の事業内容により異なります。

2. **健康保険料**・・・健康保険に加入するためのお金です。健康保険に加入していると、医療サービスが原則3割の自己負担で受けられたりします。また、病気やケガで会社を休んだときにお金が支給されます。保険料は収入と保険者（加入している保険組合）によって異なります。

健康保険料



所得税



4. **所得税**・・・所得のある人が国に納めるお金です。所得が多いほど、金額は大きくなります。

A報酬月額	B健康保険料	C厚生年金保険料	D雇用保険料	E保険料計(B+C+D)	F課税対象額(A-E)	G所得税	手取月額A-(E+G)
181,000	9,000	16,470	1,086	26,556	154,444	3,120	151,324
182,000	9,000	16,470	1,092	26,562	155,438	3,200	152,238
183,000	9,000	16,470	1,098	26,568	156,432	3,200	153,232
184,000	9,000	16,470	1,104	26,574	157,426	3,270	154,156
185,000	9,500	17,385	1,110	27,995	157,005	3,270	153,735
186,000	9,500	17,385	1,116	28,001	157,999	3,270	154,729
187,000	9,500	17,385	1,122	28,007	158,993	3,270	155,723
188,000	9,500	17,385	1,128	28,013	159,987	3,340	156,647
189,000	9,500	17,385	1,134	28,019	160,981	3,340	157,641
190,000	9,500	17,385	1,140	28,025	161,975	3,410	158,565
191,000	9,500	17,385	1,146	28,031	162,969	3,410	159,559
192,000	9,500	17,385	1,152	28,037	163,963	3,480	160,483
193,000	9,500	17,385	1,158	28,043	164,957	3,480	161,477
194,000	9,500	17,385	1,164	28,049	165,951	3,550	162,401
195,000	10,000	18,300	1,170	29,470	165,530	3,550	161,980
196,000	10,000	18,300	1,176	29,476	166,524	3,550	162,974
197,000	10,000	18,300	1,182	29,482	167,518	3,620	163,898
198,000	10,000	18,300	1,188	29,488	168,512	3,620	164,892
199,000	10,000	18,300	1,194	29,494	169,506	3,700	165,806
200,000	10,000	18,300	1,200	29,500	170,500	3,700	166,800
201,000	10,000	18,300	1,206	29,506	171,494	3,770	167,724
202,000	10,000	18,300	1,212	29,512	172,488	3,770	168,718
203,000	10,000	18,300	1,218	29,518	173,482	3,840	169,642
204,000	10,000	18,300	1,224	29,524	174,476	3,840	170,636
205,000	10,000	18,300	1,230	29,530	175,470	3,910	171,560
206,000	10,000	18,300	1,236	29,536	176,464	3,910	172,554
207,000	10,000	18,300	1,242	29,542	177,458	3,980	173,478
208,000	10,000	18,300	1,248	29,548	178,452	3,980	174,472
209,000	10,000	18,300	1,254	29,554	179,446	4,050	175,396
210,000	11,000	20,130	1,260	32,390	177,610	3,980	173,630
211,000	11,000	20,130	1,266	32,396	178,604	3,980	174,624
212,000	11,000	20,130	1,272	32,402	179,598	4,050	175,548
213,000	11,000	20,130	1,278	32,408	180,592	4,050	176,542
214,000	11,000	20,130	1,284	32,414	181,586	4,120	177,466
215,000	11,000	20,130	1,290	32,420	182,580	4,120	178,460
216,000	11,000	20,130	1,296	32,426	183,574	4,200	179,374
217,000	11,000	20,130	1,302	32,432	184,568	4,200	180,368
218,000	11,000	20,130	1,308	32,438	185,562	4,270	181,292
219,000	11,000	20,130	1,314	32,444	186,556	4,270	182,286
220,000	11,000	20,130	1,320	32,450	187,550	4,340	183,210
221,000	11,000	20,130	1,326	32,456	188,544	4,340	184,204
222,000	11,000	20,130	1,332	32,462	189,538	4,410	185,128
223,000	11,000	20,130	1,338	32,468	190,532	4,410	186,122
224,000	11,000	20,130	1,344	32,474	191,526	4,480	187,046
225,000	11,000	20,130	1,350	32,480	192,520	4,480	188,040
226,000	11,000	20,130	1,356	32,486	193,514	4,550	188,964
227,000	11,000	20,130	1,362	32,492	194,508	4,550	189,958
228,000	11,000	20,130	1,368	32,498	195,502	4,630	190,872
229,000	11,000	20,130	1,374	32,504	196,496	4,630	191,866
230,000	12,000	21,960	1,380	35,340	194,660	4,550	190,110

※ 令和5年4月分（5月納付分）からの保険料額です

※ 健康保険（B）欄は、政府管掌健康保険の介護保険第2号被保険者に該当しない場合の控除額

※ 雇用保険（D）欄は、一般の事業に雇用される被保険者の控除額（6/1, 000）

（参考）農林水産・清酒製造の事業、建設の事業に雇用される被保険者の控除額は7/1, 000です

※ 所得税（G）欄は、源泉徴収税額表甲欄の扶養親族等0人の所得者の場合

※ 所得税（G）欄は、源泉徴収税額表甲欄の扶養親族等0人の所得者の場合

job tag(職業情報提供サイト (日本版O-NET))のご案内

「これから就職活動するけれど、そもそも、どんな職業があるんだろう？」
「自分にどんな仕事が向いているか知りたい」

そんなときは、job tag (じょぶたぐ) をご利用ください！

約500の職業の解説（動画コンテンツを含む）、求められる知識やスキル、どんな人に向いているのかななどを、「数値データ」で見える化！ いろいろな切り口から職業を探したり、市場分析、自己分析、面接などでのアピールポイントの確認など、さまざまな場面で活躍するサイトです。



job tag (職業情報提供サイト (日本版O-NET))
<https://shigoto.mhlw.go.jp>



働く前に知っておきたい基礎知識！

労働者を守ってくれる法律を総称して「**労働法**」といいます。
事前に知っておくことは自分自身を守り、安心して働くことにもつながります。
ハンドブックを活用してみましょう！

★まんが労働法

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>



★知って役立つ労働法

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html



★ e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～

<https://laborlaw.mhlw.go.jp/>



ハローワークの所在地一覧

就職後のフォローアップを最寄りのハローワークでも行っております。
何か困ったことがあればご相談ください。

最寄りのハローワークはこちらから

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

